

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い(案)」に係るコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年11月13日に貴委員会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させて戴きますので、今後の審議においてご配慮戴きたく、宜しく願い申し上げます。

敬 具

記

1. 全般的事項

(1) 先の「論点整理」に対する当会のコメントの通り、(たとえ、今般の信用危機に対する国際的協調の一環であったとしても)債券の保有目的区分の変更を容認することに対しては、以下の理由により、その必要性は見出し難く、見直す必要はないとの基本的な考え方に変更はない。

① 財務報告の投資意思決定有用性の観点からは、区分変更を認めることで、恣意性が含まれる余地が拡がり、判断の恣意性を排除することを目的とした会計基準の本旨から外れ、透明性の向上を指向している昨今の方向性に逆行することになる。

透明性の低下は、会計の信頼性、ひいては企業の財務報告の透明性をも低下させると共に、市場の信頼性を低下させることにも繋がりがねず、却って混乱を招くことになりかねない。

たとえ時限的で、一時的な対処療法に過ぎないものであったとしても、財務報告の透明性を低下させるような会計基準を採用する意義を見出すことは困難であると考え。

② 斯かる応急的かつ時限的・超法規的な措置は、財務諸表の期間の比較可能性も毀損させるものであり、本「取扱い」で言及されている振替の弾力化が、投資家の不信感を増幅させることとなるため、会計面で必要な措置かどうかは甚だ疑問に思われる。

③ 現下の信用危機対応として社会的に求められているものは、金融機関の貸出原資たる自己資本の毀損による信用収縮の緩和・防止であり、会計基準等の見直しにその効果を期待するのではなく、自己資本規制を直接的に緩和する等の方策を検討・模索すべきではないかと考える。

④ 米国においては 10 月 28 日付で FASB を監視・運営する機関である FAF(財務会計協会)から SEC に対し、「FASB が適切な Due process を踏んで決定した会計基準等を、政治介入により覆したり適用停止したりするような決断はしないで欲しい」旨のレターが提出される等、時価会計適用に関する緩和的措置の発動について、これを牽制する動きも表面化している点にも留意すべきではないかと考える。

- (2) 一方で、今般の金融危機に対しては、全世界の市場が国際的に協調して迅速に対応することが求められており、わが国としても、国際的な動向を踏まえた会計上の取扱いを検討する必要があるため、コンバージェンス推進の観点も踏まえ、国際的な会計基準で認められている「稀な場合」においては債券保有目的区分の変更を容認することにつき、一定の理解は出来る。
- また、「稀な場合」以外の取扱いについては今後中長期的な観点より検討を行うべきとの意見には賛同する。
- (3) 上記の通り、基本的には債券の保有目的区分の変更を容認する必要はないと考えるが、已むを得ずそれを容認せざるを得ない場合には、以下個別事項に留意すべきと考える。

2. 個別事項

(1) 保有区分変更を行う場合の定義及び要件(第 5 項)

保有区分変更が可能な定義及び要件として、第 5 項にて「想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じている」場合としている。

しかし乍ら、当該定義及び要件では、財務諸表の作成者によって「想定」の範囲、「著しい変化」・「流動性が極端に低下」・「公正な評価額で売却することが困難」の度合い、「困難な期間が相当程度生じる」場合の「相当程度」の度合い、等に対する解釈に相当な幅が生じる恐れがあり、本「取扱い」にて認められている「当面の間」において各企業の恣意性の入り込む余地が十分にある為、より具体的なガイドラインを設けるか、或いは具体例を示すべきと考える。

(2) 当面の取扱いに基づく注記事項(第 7、11、17、19 項)

保有目的区分の変更を行った場合には、本「取扱い」に定められた注記を付すことで、各企業における会計処理変更による損益への影響や評価・換算差額等実質的な資本の毀損状況の開示は為されることになる。これにより、財務諸表利用者にとって最低限必要な情報提供は為されることとなるものの、いたずらに財務諸表及び注記を複雑にすることが、投資家の視点に立って意味があることなのか疑問が残る。また、作成者側に負荷が掛かることが懸念される。

(3) 適用時期等(第 18 項)

① 適用期限は平成 22 年 3 月 31 日までとなっているが、予定されている金融商品会計基準の見直しまでの「当面」ということであれば、その旨を明記した方が本「取扱い」の位置付けがより明確化(IAS へのコンバージェンス)するのではないかと考える。

② また、期日である平成 22 年 3 月 31 日までに更なる市場の著しい変動があった場合の取扱いについて考え方を明示して戴きたい。例えば、期日である平成 22 年 3 月 31 日前に株式市況が万一回復し、元来売買目的有価証券に区分していた市場の流動性が回復した場合などでは、本「取扱い」適用によって一旦変更した処理をもう一度元来の区分に戻すということを想定しているのか等を明示して戴きたい。

適用時期について「意思決定をすでにおこなっており、それを確認出来る場合には」有価証券の保有区分の見直しを実務対応報告公表日前に遡って適用することが出来る旨を規定しており、具体的にどのような事実を以って当該意思決定を確認するのか、監査上の対応が可能なのか、また、損失が出ている銘柄のみを事後的に満期保有に振り替えるという恣意的な操作に対応できるのかなど疑問が残る。従い、遡及適用は認めるべきではなく、第 18 項ただし書き以降の記載は削除すべきと考える。

以 上